

渡航支援金について

平成 30 年度より、経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たした場合に、渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、「渡航支援金」を支給します。

(1) 家計基準

世帯の所得金額が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※1 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。

※3 養育費は収入に含みません。

(2) 所得金額を確認すべき対象者及び学校に提出すべき書類

所得金額を確認すべき対象者は、派遣学生が父母等に扶養されているのか、派遣学生本人が生計を立てているのか（以下「独立生計者」という。）により異なります。また、保護者又は世帯の構成によっても異なります。対象者に所得がない場合でも、所得がないことを確認する必要があります。

本制度では、独立生計者と認定するためには、以下の①～③を満たしていることを書類により証明する必要があります。証明できない場合は、父母等に扶養されているとみなします。

①所得税法上、父母等の扶養親族でない者

②父母等と別居している者

③派遣学生本人（配偶者があるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされている者

<派遣学生が父母等に扶養されている場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
父母双方	<ul style="list-style-type: none"> 父の所得を証明する書類 母の所得を証明する書類 「家族構成申告書」（様式 R-3）
父母のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 父又は母の所得を証明する書類 「家族構成申告書」（様式 R-3）
父母以外 (例：祖父母、兄)	<ul style="list-style-type: none"> 父母以外（複数いる場合は全員分）の所得を証明する書類 「家族構成申告書」（様式 R-3）

※1 父母が別居していても、離婚が成立していない場合は、父母双方の書類が必要です。

※2 離婚により同居している親とは別の親に扶養されている場合、提出対象者は同居している親となります。親元を離れて暮らしている場合は、帰省先等の親としてください。

※3 父母以外に扶養されていても、父母双方又はいずれかが同居している場合は、提出対象者は父母双方又はいずれかとなります。

<派遣学生が独立生計者の場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
派遣学生のみ	<ul style="list-style-type: none"> 派遣学生の所得（38 万円以上）を証明する書類 派遣学生及び父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） ※申請時 3 か月以内に発行されたもの 「独立生計者 収入・支出確認書」（様式 R-2）
派遣学生 及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 派遣学生及び配偶者の所得（双方の合算で 38 万円以上）を証明する書類 派遣学生及び配偶者の住民票（世帯全員分）（写し可）

	<p>※申請時3か月以内に発行されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣学生及び配偶者の父母等の住民票（世帯全員分）（写し可） <p>※申請時3か月以内に発行されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2）
<p>【派遣学生（及び配偶者）の所得が38万円未満の場合】</p> <p>所得が38万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○奨学金（給付型又は貸与型）を受給している者</p> <p>令和元（2019）年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類</p> <p>※令和元（2019）年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。</p> <p>※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。</p> <p>○預貯金を切り崩して生活している者</p> <p>生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し</p> <p>※3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が103万円を超えることを確認してください。</p>	

（3）所得を証明する年及び書類

原則、令和元（2019）年中の所得で、（1）家計基準を満たしているか確認してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したことを証明できる場合は、別途書類を提出することにより「令和2年2月以降の任意の1か月の収入から算出した、12か月分の世帯の所得見込金額」を基準とすることができます。

所得を証明する年	所得を証明する書類
令和元（2019）年中	<p>市区町村役場発行の所得証明書（写し可）</p> <p>※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。</p> <p>例：課税証明書、非課税証明書、など</p>

※1 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書（令和元（2019）年1月～12月分）の写しにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。

※2 市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類で確認しても構いません。その場合は、必ず令和元（2019）年中の所得を確認してください。複数の収入がある場合は、それぞれについて証明書類が必要です。

給与所得の場合	<p>源泉徴収票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得のみの世帯 ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認してください。 ・給与所得以外の所得を含む世帯 ※源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。
給与所得以外の場合	<p>確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ※確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認してください。 ※郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印があるか確認してください。 ※電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出してください。